\bigcirc

后川朱公報

令和 2 年 4 月 24 日 (金曜日)

号

告

外

(第 44 号)

	_				次				
公告					○石川県訓令第10号の公表公告	(同)	6
○石川県規則第29号の公布公告	(行	政経営	課)	1	○石川県訓令第11号の公表公告	(同)	18
○石川県規則第30号の公布公告	(同)	2	○石川県訓令第12号の公表公告	(司)	19
○石川県規則第31号の公布公告	(同)	5	○石川県訓令第13号の公表公告	(司)	20
					•				

石川県規則第29号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

4をらとし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、その前に炊のように加える。「立ち入り検査」を「立入検査」に改め、同項第二十号中8をいとし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、下に「(書物又は劇物の販売業に係るものに限る。)」を加え、同号1中「第十七条」を「第十八条第一項」に、条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同表保健所長の項第十五号中「(昭和二十五年法律第三百三号)」の別表第二児童相談所長の項第四号5中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同号6中「第十一

- 第八条第一項の規定による届出の受理
- 2 第八条第三項の規定による調査への協力要請

別表第二保健所長の項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)

第一項の規定による届出の受理
1 附則第九条においてその例によることとされる第二条の規定による改正後の食品衛生法第五十七条

別表第二保健所長の項第三十五号らを次のように改める。

ら 第二十九条第二項の規定による命令

別表第二保健所長の項第三十五号に次のように加える。

- ら 第三十一条の規定による指導及び助言
- 万第三十二条第一項の規定による勧告
- ∞ 第三十二条第三項の規定による措置の命令
- o 第三十四条第一項の規定による勧告
- 2 第三十四条第三項の規定による措置の命令

- - ロ 第三十六条第一頃の規定による勧告
 - 22 第三十六条第二項の規定による勧告
 - 52 第三十六条第四項の規定による措置の命令
 - は第三十八条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
 - 5 第六十一条第一項(第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を合む。)の規 定による立入検査及び収去

別表第二保健所長の頃第三十八号は中「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に、「大猫等」 を「動物」に改め、同号に中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同号に中「において」 の下に「読み替えて」を加え、同号8中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、「において」 の下に「読み替えて」を加え、同号5中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号中36を引とし、56を **ゆとし、殆を殆とし、同号殆中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号中窃を斃とし、況を弥とし、 识を跳とし、3を站とし、3を站とし、3を記とし、5を記とし、3を引とし、同号5中「第二十五条第三項」** を「第二十五条第四項」に改め、同号中
むを
的とし、その
次に
次のように
加える。

8 第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第二保健所長の項第三十八号23中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号中32を36 とし、同号的中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号中的をひとし、20を5とし、その 次に次のように加える。

28 第二十五条第一項の規定による指導又は助言

別表第二保健所長の頃第三十八号中ひを站とし、同号の中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に 改め、同号中のを绍とし、同号中のの次に次のように加える。

- 2 第二十四条の二第一項の規定による勧告
- 3 第二十四条の二第二項の規定による措置の命令
- 23 第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第二保健所長の項第五十九号中以及び32を削り、同号は中「第八十二条の八」を「第八十二条の五」に 改め、同号中山を氾とし、巧を削り、同表白山自然保護センター所長の項第二号1中「第百六十九条第六項」 を「第百六十九条第七項」に改め、同号2中「第百六十九条第七項」を「第百六十九条第八項」に改め、同号 3中「第百六十九条第八項」を「第百六十九条第九項」に改め、同表南部小動物管理指導センター所長の項第 三号中4を7とし、3を6とし、同号2中「第三十五条第一項本文」を「第三十五条第一項」に改め、「にお いて」の下に「読み替えて」を、「引取り」の下に「及びその拒否」を加え、同号中2を5とし、1の次に次 のように加える。

- 2 第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 3 第二十五条第一項の規定による指導又は助言
- 4 第二十五条第五頃の規定による報告の徴収及び立入険査

別表第二農林総合事務所長の項第七号中「石川県土地改良施設の管理委託に関する規則」を「石川県土地改 良財産の管理及び処分に関する規則」に改め、同号1を次のように改める。

第五条第一項の規定による土地改良財産の引継ぎ

別表第二農林総合事務所長の項第七号中2を削り、3を2とし、4を3とする。

この規則は、今和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(同表保健所長の項第二十号を 改める部分、同号の次に一号を加える部分並びに同項第三十八号及び同表南部小動物管理指導センター所長の 頃を改める部分に限る。)は、同年六月一日から施行する。

石川県規則第30号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定によ り、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲 令和二年三月三十一日石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を炊のように改正する。

改め、同表中労働企画課の頃の次に次のように加える。の頃を削り、同表文化振興課の頃中「新図書館整備推進室」を「国民文化祭準備室、新図書館整備推進室」に「農業基盤課、農業安全課」を「畜産振興・防疫対策課、農業基盤課」に改め、同条第六項の表中交通政策課第三条第一項の表生活環境部の項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同表農林水産部の項中

| 誘客戦略課 | 新幹線県内全線開業DR推進室

営戦略推進室」に改める。第三条第六項の表農業政策課の項中「農業参入・経営戦略推進室」を「ブランド戦略推進室、農業参入・経営戦略推進室」を「ブランド戦略推進室、農業参入・経

める。繰り上げ、同条第三項の表エネルギー対策室の項中「第十二号及び第十三号」を「第十号及び第十一号」に改号ずつ繰り上げ、同条第二項の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ第六条の二第一項の表企画課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十号までを一

第六条の三第一項の表文化振興課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の炊に次の一号を加える。

2 国民文化祭に関すること。

第六条の三第二項の表中統計情報室の項の次に次のように加える。

国民文化祭準備室第一項の表文化振興課の頃第十二号に掲げる事務

第八条第一項の表産業立地課の項に次の一号を加える。第七条の二の表廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。第六条の三第二項の表新図書館整備推進室の項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

o 金沢港クルーズターミナルに関すること。

第八条第二項の表港湾活用推進室の項中「第五号」を「第六号」に改める。

第八条の二の表誘客戦略課の項に次の一号を加える。

ら 北陸新幹線の県内全線開業に向けた誘客促進に関すること。

改め、同条に次の一項を加える。第八条の二の表国際交流課の項第三号中「及び国際協力事業」を「、国際協力事業及び多文化共生事業」に

2 観光戦略推進部の課内室の分掌事務は、次のとおりとする。

課 内 室 名	分 掌 聯
新幹線県内全線開業PR	第一項の表誘客戦略課の項第五号に掲げる事務
推進室	

第九条第一項の表農業政策課の頃を次のように改める。

農業政策課	Н	農山漁村の総合的振興計画に関すること。
	23	農林水産業の動向及び情報調査に関すること。
	က	経営構造対策事業に関すること。
	4	食品のリサイクルに関すること。
	ល	食品表示の指導等に関すること (他課の分掌事務を除く。)。
	9	農林物資の品質表示に関すること。
	7	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。
	∞	米穀の出荷及び販売事業者の遵守事項に関すること。

- の農薬及び肥料の取締り及び指導に関すること。
- 2 有機農産物に関すること。
- 1 農業用資材に関すること。
- 2 植物防疫に関すること。
- 5 農畜林水産物の安全・安心に係る情報提供に関すること。
- 4 農産物検査に関すること。
- 5 農業委員会等に関すること。
- 害資金、農協系統資金等に関すること。2 日本政策金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金、天災による災
- は農業信用基金協会に関すること。
- 2 農業協同組合等に関すること(出納室の分掌事務を除く。)。
- 61 農業共済団体等に関すること。
- 2 農地の移動の規制に関すること。
- 2 農業振興地域整備計画に関すること。
- 23 農村地域工業導入に関すること。
- 3 農地の転用の規制並びに土地利用の調整に関すること。
- 2 国有農地及び開拓財産に関すること。
- S 農林水産物のブランド化に関すること。
- 3 農林水産物の魅力発信及び販路開拓に関すること。
- **5 企業による農業参入の推進に関すること。**
- 8 農業を担う人材の確保及び育成に関すること。
- 8 農業者による事業の多角化及び高度化に関すること。
- 8 農業経営の改善に関すること。
- 別 地域農業の振興に関すること。
- 23 農業農村整備工事の入札の執行及び契約の締結に関すること。
- 88 農業農村整備事業に係る用地事務の指導に関すること。
- 25 農林水産部所管工事の検査に関すること。
- **% 農林水産部所管工事の設計積算に関すること。**
- % 農林水産部所管工事の技術指導に関すること。
- R 石川県農業開発公社との連絡及び調整に関すること。
- ※ いしかわ農業総合支援機構との連絡及び調整に関すること。
- 8 農林総合事務所に関すること。
- 9 農林水産部主管事務で他の分課に属しないこと。
- 4 農林水産部の企画調整室の庶務に関すること(総務事務管理室の分掌事

務に係るものを除く。)。

第九条第一項の表里山振興室の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

日 島獣による農林被害対策に関すること。

を削り、第十九号を第十三号とし、第二十号を削り、同項の次に次のように加える。除く。)」に改め、同項第十号中「農畜林水産物」を「農林水産物」に改め、同項中第十三号から第十八号まで削り、同項第八号及び第九号中「農畜林水産物」を「農林水産物」に、「こと」を「こと(他課の分掌事務を第九条第一項の表生産流通課の項第一号中「及び畜産物」を削り、同項第四号及び第五号中「及び畜産」を

畜産振興・防疫対策課

- 2 家畜及び家禽の改良増殖に関すること。
- 3 畜産技術の開発及び改良に関すること。
- 4 畜産関係試験研究の連絡調整に関すること。

- ら 家畜市場及び家畜商に関すること。
- て 飼料及び牧野に関すること。
- 8 養蜂に関すること。
- る 家畜の糞尿処理及び環境汚染坊止に関すること。
- 2 家畜及び家禽の保健衛生に関すること。
- コ 家畜伝染病予防に関すること。
- 2 動物薬事に関すること。
- g 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。
- 3 家畜保健衛生所に関すること。
- 5 湖南運動公園に関すること。

り下げ、第七号の次に次の一号を加える。第九条第一項の表農業基盤課の項中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ練

∞ 農業用ため他の管理及び保全に関すること。

第二十二号」を「第二十七号から第三十一号」に改め、同項の前に次のように加える。第九条第一項の表農業安全課の項を削り、同条第三項の表農業参入・経営戦略推進室の項中「第十六号から

| ブランド戦略推進宝 | 第一項の表農業政策課の頃第二十五号及び第二十六号に掲げる事務

号」に改める。第九条第三項の表技術管理室の項中「第三号及び第二十三号から第二十五号」を「第三十二号から第三十六

下げ、第十八号の次に次の一号を加える。第十条第一項の表監理課の項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り

57 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定に関すること。

「第十八号」を「第十九号」に改める。第十大号」で改める。第十条第一項の表都市計画課の項中「の建設及び管理」を「事業」に改め、同条第二項の表用地室の項中

加える。第十五条第七号の表計画課の項中的をけとし、口からいまでを以からいまでとし、同項いの次に次のように

1 農業用ため池の管理及び保全に関すること。

石川県金沢港湾事務所の項中「湊四丁目」を「無量寺町」に改める。第十五条第十号の表港湾課(奥能登上木総合事務所に限る。)の項中「港湾係」を削り、同条第十一号の表

第十六条第六号の表中「戸水二丁目」を「幸町」に改める。

圣 三

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

石川県規則第31号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

今和二年三月三十一日知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(平成十八年石川県規則第四十五号)の一部を次のように

攻正する。

本則中「第二順位 副知事竹中博康」を「第二順位 副知事田中新太郎」に改める。

至 三

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

石川県訓令第10号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県訓令第10号

 庁
 中
 一
 般

 出
 先
 機
 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12条第10項中「盟世醬皿」を「仰杰世២出田醬皿」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、 第11号の次に次の1号を加える。

十二 事務の運営に関する基準、要編、要領等の制定改廃

別表第1第1号の表部長専決事項の欄に次の1号を加える。

二十 県又は知事を当事者とする訴訟(第二審以降に限る。)に関する事項の処理

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第7号中14を17とし、13を16とし、その前に次のように加える。

- 5 第五十四条において読み替えて準用する第四十六条第三項の規定による求めに対する報告
- 別表第1第1号の表課長専決事項の欄第7号中12を14とし、11を13とし、その前に次のように加える。
 - 22 第五十二条において読み替えて準用する第四十四条第二項の規定による求めに対する報告
- 別表第1第1号の表課長専決事項の欄第7号中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。
 - の

 第二十九条第四項の規定による公示

別表第1第1号の表課長専決事項の欄に次の1号を加える。

三十 訴訟における指定代理人の変更 (人事異動に伴うものに限る。)

別表第1第2号の表総務部長専決事項の管財課の欄に次の1号を加える。

- | 石川県公舎管理規則
 - 第五条第四項の規定による公舎の貸与料の調整の決定(別表第三2の規定を適用する場合に限る。)
- 無用米紙长暦の緊視以当の脳骨撃の御中菜の監網の氷視(武飛紙目のの緊視や潤田やの撃む以登 №) 別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号中25を28とし、24を27とし、23を26とし、 22を25とし、21の次に次のように加える。
 - 23 第六十八条の二各項の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受理
 - 绍 第六十八条の三各項の規定による社会福祉住居施設に係る届出事項の変更の届出の受理
 - 3、第六十八条の四の規定による社会福祉住居施設の廃止の届出の受理

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第5号中4を5とし、3を4とし、2を3とし、 1を2とし、2の前に次のように加える。

3 第三十条第一項ただし書の規定による日常生活支援住居施設の認定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の地域医療推進室の欄中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- | 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)
 - 第十六条の二第一項の規定による臨床研修を実施する病院の指定

- 2 第十六条の二第四項の規定による臨床研修を実施する病院の指定の取消し
- 3 第十六条の三第三項の規定による臨床研修病院ごとの研修医の定員の決定

別表第1第2号の表地域医療推進室長専決事項の欄に次の2号を加える。

| 医狮法

- 1 第十六条の四第一項の規定による臨床研修病院の管理者又は開設者に対する報告の徴収及び指示
- 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)
 - す 第十七条第二項の規定による臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院の実地の調

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第10号1中「無川十二米紙」圏」を「紙长十七米紙」圏」に改め、同号2を次のように改める。

2 第六十六条第二項の規定による命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄第10号3中「無川十川 ※紙目 一を「紙 十 米紙目 一」 に改め、同表健康推進課長専決事項の欄第8号に次のように加える。

- ら 第三十二条第二項の規定による公表
- g 第三十四条第二項の規定による公表
- 7 第三十六条第三項の規定による公表

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第5号中「(昭和二十五年法律第三百三中)」の下に「(金沢市の区域におけるものに限る。ただし、原売業者を強く。)」を削り、同年1中「華多人は國多の医売業とは國多の医売業とは國多の医売業とは國多の医売業とは國多の医売業とは国本のをは国内の心に受っ、ただし、國本のとは、10年1中「華多人は國多の医売業とは、10年1年の区域における事物とは國多の医売業に係るものを除く。)及び製産製造業を禁じ、同年1年の区域における事物とは國多の医売業にある。」を削り、同年4中「製剤製造業を等し、同年7中(金沢市の区域における事物とは國多の医売業に係るものを除く。)」を削り、同年4中「製剤製造業を等し、同年7中「製剤型業を等し、10年1年のでは、10年1年のでは、10年1年のでは、10年1年のでは、10年1年のでは、10年1年ので、10年1年のでは、10年1年ので、10年

ら 第十条第一項及び第二項の規定による変更事項等の届出の受理

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の環境政策課の欄第6号5中「鯸长門」を「鯸屮門」に、「区だ無一関トロン緊に質回互談解」を「、鯸一関トロン緊に質回互談解」を「、鯸一関トロン緊に質回互談解」を「」と改め、同表第13号中7及び8を削り、同号9中「無く十二米の兄無四門」を「無く十二米の兄無一門」に、「尺葉」を「伊葉森シス」に改め、同号中9を7とし、同号10中「無く十二米の兄無田門」を「無く十二米の兄無田門」を「無く十二米の兄無田門」を「無く十二米の兄無田門」に改め、「伊紫森シス・東田郷と継の」を削り、同号中10を8とし、同号11中「無く十二米の兄無七門」を「無く十二米の兄無七門」を「無く十二米の兄無七門」を「無く十二米の兄無七門」を「無く十二米の兄無七門」に改め、同号中11を9とし、同号12中「無く十二米の兄無七門」を「無く十二米の兄無七門」に改め、同号中12を10とし、13を11とし、14を12とし、15を13とし、16を14とし、同表生活環境部長専決事項の温暖化・里山対策室の欄第2号1中「と緊促する」を「の緊促とる。に改め、同号に次のように加える。

状況報告書の内容の公表3 第二百四十二条の二第二項において準用する第二百四十二条第二項の規定による地球温暖化対策実施2

別表第1第2号の表温暖化・里山対策室長専決事項の欄第1号に次のように加える。

ら 第二百四十二条の二第一項の規定による地球温暖化対策実施状況報告書の受理

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の廃棄物対策課の欄第8号中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を3とし、6を4とし、7を5とし、8を6とし、同表廃棄物対策課長専決事項の欄中「とは多な 無監心は、5を3とし、6を4とし、7を5とし、8を6とし、同表廃棄物対策課長専決事項の欄中「とは終めな 無監心は、5を3とし、6を4とし、7を5とし、同場5とし、同機第8号1中「といるとは、9を10と 世田及びといるのでは、7を8とし、6を7とし、同号5中「又は十型にをを持った」、1、1のでは、9を10と し、8を9とし、7を8とし、6を7とし、同号5中「又は十型にをを持った」、1、1のでは1のでは10を11とし、9を10と ・に改め、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

所の届出の受理 例 第八十五条第三項の規定による非常災害のために必要な広急措置として行つた産業廃棄物の保管の場

- 聴取 第百八十二条の二第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定及びそのための審議会への意見
- への意見徳取り 第百八十二条の二第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更及びそのための審議会

- 別 第百六十五条第六項の規定による変更の協議又は認可
- 別 第百六十五条の二の規定による改善命令
- 88 第百六十五条の三第一項又は第二項の規定による公園事業者たる地位承継の承認
- 25 第百六十五条の五第三項の規定による認可の取消し
- 第百六十五条の六第一項の規定による原状回復等の命令

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の自然環境課の欄第2号中27を30とし、26を29とし、その前に次のように加える。

- **5 第百六十四条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取**
- - 聴取 関 第百二十六条の二第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定及びそのための審議会への意見
 - への意見聴取は、 第百二十六条の二第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更及びそのための審議会は、 第百二十六条の二第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更及びそのための審議会

- 2 第百八十二条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公示
- 8 第百八十二条の三第二項の規定による確認
- 8 第百八十二条の三第三項の規定による認定
- 8 第百八十二条の三第六項の規定による変更の確認又は認定
- 88 第百八十二条の三第九項の規定による届出の受理

- 8 第百八十二条の四の規定による認定の取消し
- 8 第百八十二条の五の規定による報告の徴収
- **5 第百八十九条第三項及び第四項の規定による届出の受理及び公示**
- 33 第百九十三条第二項の規定による指定取消の公示

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中55を83とし、54を82とし、53を81とし、52を80とし、 その前に次のように加える。

- 門

 第百七十条第三項第七号の規定による利用調整地区の区域内への立入りの許可
- 2 第百七十一条第一項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定
- **で 第百七十一条第四項及び第五項の規定による立入認定証の交付及び再交付**
- **% 第百七十一条第七項の規定による利用調整地区の区域内への他の利用者の立入りの認定**
- て 第百七十二条第五項の規定による公示
- 2cm 第百七十四条第一項及び第二項の規定による認可
- **物 第百七十七条第一項の規定による指定認定機関に対する報告の徴収又は立入検査等の実施**

- は、第百六十四条の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示
- 23 第百六十五条第四項の規定による協議書又は申請書の受理
- 88 第百六十五条第七項の規定による変更に係る協議書又は申請書の受理
- は 第百六十五条第九項の規定による届出の受理
- 65 第百六十五条の四の規定による公園事業の休廃止の届出の受理
- 8 第百六十五条の五第二項の規定による届出の受理
- 5 第百六十五条の六第二項の規定による公告
- 88 第百六十五条の七第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等の実施

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中47を60とし、46を59とし、45を58とし、44を57とし、その前に次のように加える。

- **5 第百五十三条の二第一項の規定による他人の土地への立入り等の実施**
- 53 第百五十三条の二第二項の規定による土地所有者等への通知
- 68 第百五十三条の二第五項の規定による掲示及び公示

55 第百四十五条第六項の規定による意見書の受理

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中27を36とし、26を35とし、25を34とし、24を33とし、23を32とし、22を31とし、21を30とし、20を29とし、19を28とし、18を27とし、17を26とし、16を25とし、その前に次のように加える。

3、第百二十八条第三項の規定による標識の移転又は除去の承認

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中15を23とし、14を22とし、13を21とし、その前に次のように加える。

- は第百二十六条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による告示
- 5 第百二十六条の三第二項の規定による確認
- 2 第百二十六条の三第三項の規定による認定

- - **17 第百二十六条の三第六項の規定による変更の確認又は認定**
 - 8 第百二十六条の三第九項の規定による届出の受理
 - 51 第百二十六条の四の規定による認定の取消し
 - 2 第百二十六条の五の規定による報告の徴収

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、同号5中「凶心回米紙用管の報识以当の米世の支持」を削り、同号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第百二十一条第三項の規定による木竹の伐採の方法等の指定

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号に次のように加える。

- 3、第百九十五条第二項の規定による通知及び意見書の受理
- S 第百九十六条第三項の規定による請求の受理
- S 第百九十六条第四項の規定による補償額の決定及び請求者への通知

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第3号6中「紙包十川米紙川圏」を「紙包十一米紙川圏」に改め、同欄第5号1中「紙用米紙尺圏」を「紙用米紙代圏」に改め、同欄に次の7号を加える。

十六 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号)

- 五年法律第百七十五号。以下この号において「法」という。) 第六十一条第一項の規定による指示1 第十九条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた日本農林規格等に関する法律(昭和二十
- (1の指示に係るものに限る。) 3 第十九条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十一条第三項の規定による命令
- 表(1の指示又は2の命令に除るものに限る。)3(第十九条第一項第一号又は第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十二条の規定による公
- 査及び質問の実施4 第十九条第一項第五号の規定により知事が行うこととされた法第六十五条第四項の規定による立入検
- 十七 食品表示法
 - 第六条第一項の規定による指示(健康福祉部長の専決事項を除く。)
 - 2 第六条第五項の規定による命令(健康福祉部長の専決事項を除く。)
 - 3 第七条の規定による公表(健康福祉部長の専決事項を除く。)
 - 4 第八条第一項及び第二項の規定による立入検査又は質問(健康福祉部長の専決事項を除く。)
- 十八 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)
 - 引渡しの制限及び禁止並びに肥料の登録の取消し 第三十一条第二項及び第三項の規定による販売業者、生産業者及び輸入業者に対する肥料の譲渡及び
- 十九 地力增進法 (昭和五十九年法律第三十四号)
 - 1 第九条第一頃の規定による立入調査の通知
- 二十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)
 - 1 第九条第一項の規定による勧告
 - 2 第九条第二項の規定による命令(1の勧告に係るものに限る。)
 - 3 第十条第一項の規定による立入検査の実施
- ニナー 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)
 - 1 第七条の三第一項の規定による勧告
 - 2 第七条の三第二項の規定による命令(1の勧告に係るものに限る。)
 - 3 第五十二条第一項の規定による立入検査の実施
- 二十二 農產物檢查法施行令 (平成七年政令第三百五十七号)
 - 四号。以下この号において「法」という。) 第二十一条第二項の規定による業務規程の変更の命令1 第五条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十
 - 2 第五条第一項第九号の規定により知事が行うこととされた法第二十二条の規定による適合命令
 - 3 第五条第一項第十号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の規定による改善命令
 - 4 第五条第一項第十一号の規定により知事が行うこととされた法第二十四条第一項から第三項までの規

定による登録の取消し

止命令 5 第五条第一項第十二号の規定により知事が行うこととされた法第二十四条第二項の規定による業務停

別表第1第2号の表農業政策課長専決事項の欄に次の8号を加える。

- 十一 日本農林規格等に関する法律施行令
 - 求(以下この号において「法」という。)第六十五条第四項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要1 第十九条第一項第三号又は第四号の規定により知事が行うこととされた日本農林規格等に関する法律
 - 付 第十九条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第七十条第一項の規定による申出の受
 - 施 第十九条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第七十条第二項の規定による調査の実

十二 食品表示法

- ために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。) 1 第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収又は物件の提出の要求(健康の保護及び増進を図る
- るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。)3 第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査(健康の保護及び増進を図2

十三 肥料取締法

- 第七条の規定による普通肥料の登録
- 2 第十二条第四項の規定による肥料業者登録証の有効期間の更新
- 3 第十九条第二項の規定による生産業者、販売業者等に対する事故肥料の譲渡の許可
- 十四 農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号)
 - 3 第十七条の規定による販売業者の届出の受理
- 十五 植物防疫法施行細則 (昭和二十七年石川県規則第十四号)
 - 第七条第一項の規定による病害虫防除員任免の承認
- 十六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
 - 第十条第一項の規定による報告の徴収
- 十七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
 - 第五十二条第一項の規定による報告の徴収
- 十八 農産物検査法施行令
 - という。)第十六条の規定による不正受検に対する処置1 第五条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた農産物検査法(以下この号において「法」
 - 登録 | 第五条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第一項の規定による検査機関の
 - 届出の受理 3 第五条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第七項又は第八項の規定による
 - 七条第一項の規定による検査機関の登録の更新4 第五条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた法第十八条第三項において準用する法第十
 - 変更登録 第五条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第十九条第二項の規定による検査機関の
 - の報告の受理 ら 第五条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第二十条第三項の規定による農産物検査
 - の届出の受理 - 第五条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた法第二十一条第一項の規定による業務規程
 - 収 第五条第一項第十三号の規定により知事が行うこととされた法第三十条第一項の規定による報告の徴
 - ⑤ 第五条第一項第十四号の規定により知事が行うこととされた法第三十条第二項の規定による報告の徴

×

- 査い 第五条第一項第十五号の規定により知事が行うこととされた法第三十一条第一項の規定による立入調
- する は、第五条第一項第十六号の規定により知事が行うこととされた法第三十一条第二項の規定による立入調
- 受理 3 第五条第一項第十七号の規定により知事が行うこととされた法第三十三条第一項の規定による申出の
- び惜置 第五条第一項第十七号の規定により知事が行うこととされた法第三十三条第二項の規定による調査及

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄中第5号から第11号までを削り、同表生産流通 課長専決事項の欄中第4号から第17号までを削り、同表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄及び生産流通 課長専決事項の欄の次に次のように加える。

農林水産部長専決事項

| % 畜商法

| 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)

- 取消し又は業務の停止命令1 第七条第二項の規定による家畜商の免許の
- 第三条第一項の規定による家畜商の免許
- 2 第四条の二第一項の規定による家畜商免許

畜產振興·防疫対策課長専決事項

- 海格輔を全の開催
- 取消し 3 第七条第一項の規定による家畜商の免許の
- 二 牧野法 (昭和二十五年法律第百九十四号)
 - 認可 第三条第六項の規定による牧野管理規程の
 - 対する牧野の改良保全に関する指示2 第九条第一項の規定による牧野所有者等に
 - に対する牧野の改良及び保全の変更の指示3 第十条第二項の規定による牧野の所有者等
 - る害虫の駆除に関する指示す 第十八条の規定による牧野所有者等に対す
- 三 養蜂振興法 (昭和三十年法律第百八十号)
 - 出の受理 第三条第一項の規定による蜜蜂の飼育の届
 - 2 第四条第一項の規定による転飼養蜂の許可
 - 入検査等 3 第九条第一項の規定による報告の徴収、立
- 和二十九年法律第百八十二号)
 - 産近代化計画の作成等1 第二条の三の規定による県酪農・肉用牛生
- 四 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
 - 1 第三条第一項の集約略農地域の指定の申請
 - 指定の変更申請 22 第四条第一項の規定による集約酪農地域の
 - 更申請 3 第五条の規定による集約酪農振興計画の変
 - 4 第七条の規定による集約酪農計画の公告
 - の受理 第九条の規定による草地の形質変更の届出
 - 施設の設置の承認及び届出の受理6 第十条及び第十一条の規定による酪農事業
 - 万第十二条の規定による略農事業施設の変更

- 三 家畜取引法 (昭和三十一年法律第百二十三号)
 - 第三条の規定による家畜市場の登録
 - 消し及び開場の停止命令3 第十八条の規定による家畜市場の登録の取
 - の停止命令 第十八条の二の規定による家畜取引の業務
 - 指定4 第十九条の規定による市場再編整備地域の
 - の指定の解除 5 第二十三条の規定による市場再編整備地域

- 法律第百八十三号)四 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年
 - 者の指定 第十条第一項の規定による第一号対象事業
 - 2 第十三条の規定による指定の解除

- の承認
- 農事業施設の届出の受理及び勧告8 第十三条の規定による指定地域における略
- の受理り 第十四条の規定による事業の開始等の届出
- 届出の受理及び生乳等の取引の改善勧告2 第十八条の規定による生乳等取引契約書の
- 及び検査の実施

 「第二十五条第一項の規定による報告の徴収
- 五 家畜取引法
 - 第九条及び第十条の規定による届出の受理
 - 可 第十五条の規定による家畜売買の方法の許
 - 査の実施 3 第二十九条の規定による報告の徴収及び検
- 大 養鶏振興法 (昭和三十五年法律第四十九号)
 - 1 第五条第二項の規定による標準鶏の認定
 - 2 第七条第一項の規定によるふ化業者の登録
 - 場の確認 3 第七条第二項及び第八条の規定によるふ化
 - る措置命令 第十四条の規定による登録ふ化業者に対す
 - ら 第十六条の規定による立入検査等の実施
- 七 畜産経営の安定に関する法律
 - ま十一条第一項の規定による指定の公示
 - 更の届出の受理 3 第十二条第二項の規定による業務規程の変
 - 及び検査の実施 3 第二十九条第二項の規定による報告の徴収
- 十六年政令第三百八十七号) 八 畜産経営の安定に関する法律施行令(昭和三
 - 定 第五条の規定による加工原料乳の数量の認
- 二十六年石川県告示第七十二号)九 石川県家畜人工授精師免許講習会規程(昭和
 - 1 第二条の規定による講習会の開催
 - 2 第七条の規定による受講者の決定
 - 3 第九条の規定による受講禁止措置
 - の交付4 第十一条の規定による修業試験合格証明書
- 十 石川県乳用種雌牛貸付規則
 - 第五条第一項の規定による乳用種雌牛の無

川県規則第三十九号) 五 石川県乳用種雌牛貸付規則(昭和二十八年石

- 14 令和2年4月24日(金曜日)
 - 1 第十一条の規定による借受人の賠償責任の 有無の判定

- 大 石川県種畜貸付規則(昭和二十六年石川県規 三第五十四号)
 - 3 第十一条の規定による借受人の賠償責任の 有無の判定
- 七 石川県肉用雌牛貸付規則(昭和四十一年石川 県規則第四十九号)
 - 1 第十条の規定による借受人の賠償責任の有 無の判定

償貸付の決定

- 2 第九条の規定による飼育管理者変更の許可
- 3 第二十条第一項の規定による貸付雌牛の無 償譲与の決定
- 4 第二十一条の規定による雌子牛の譲渡の許
- ら 第二十三条の規定による貸付許可の取消し 及び雌牛の返納命令
- 十一 石川県種畜貸付規則
 - 第六条第一項の規定による種畜の無償貸付 の失定
 - 2 第八条の規定による借受人に対する必要な 細形
 - 3 第九条の規定による種畜の管理場所又は管 理者の変更承諾
- 十二 石川県肉用雌牛貸付規則
 - 1 第七条の規定による貸付け等の諸否の通知
 - 2 第十一条の規定による雌牛の返納の命令
- 十三 石川県種畜検査条例 (昭和三十三年石川県 **≪**室無十川心)
 - 1 第五条の規定による検査の実施及び種畜検 査員の任命
 - 2 第六条第一項の規定による種畜証明書の交
 - 3 第九条第一項及び第二項の規定による種畜 証明書の効力の取消し又は停止及び停止の解
- 十四 石川県蜜蜂転飼取締条例(昭和二十五年石 川県条例第十七号)
 - 第三条の規定による転詞の許可
 - 2 第四条の規定による許可事項の変更の命令
 - 3 第七条の規定による巣箱の撤去の命令
- 十五 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百 (十八中)
 - 1 第四条第四項の規定による届出伝染病の届 出の報告及び通報
 - 2 第四条の二第四項の規定による新疾病の発 生の報告及び通報
 - 3 第四条の二第五項の規定による家畜の所有 者に対する新疾病の検査命令及び同条第六項 の規定による公示
 - 4 第五条第一項の規定による家畜の所有者に 対する監視伝染病の発生予防又は発生予察の ための検査命令及び同条第二項の規定による 公示

- 5 第五条第四項の規定による検査結果の報告
- による公示のための注射等の命令及び同条第二項の規定のための注射等の命令及び同条第二項の規定対する特定疾病又は監視伝染病の発生の予防ら 第六条第一項の規定による家畜の所有者に
- 告及び通報 視伝染病の発生予防のためにとった措置の報り 第十二条の二の規定による特定疾病又は監
- 報告及び通報 第十三条第四項の規定による患畜等の公示、
- 9 第十七条の規定による家畜の殺処分の命令
- めの疑似患畜の殺処分命令21 第二十条第一項の規定による病性鑑定のた
- は制限の命令のまん延防止のための家畜等の移動の禁止又のまん延防止のための家畜等の移動の禁止又は 第三十二条第一項の規定による家畜伝染病
- 延防止のための放牧等の停止又は制限の命令2 第三十四条の規定による家畜伝染病のまん
- 延防止のためにとつた措置の報告及び通報 第三十五条の規定による家畜伝染病のまん
- 十九年石川県規則第五十五号) 十六 石川県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三
 - 告示 第五条の規定による禁止、停止又は制限の
- る規則(昭和三十一年石川県規則第二十一号)十七 蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関す
 - B 第五条の規定による県内における移動の制
- 全性の確保等に関する法律十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
 - (動物に係るものに限る。) の販売又は授与に従事しようとする者の登録 1 第三十六条の八第二項の規定による医薬品
 - 置の命令等(動物に係るものに限る。)良又は不正表示の医薬品等の廃棄その他の措2 第七十条第一項及び第二項の規定による不
- 性の確保等に関する法律人 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
 - 品等の検査命令(動物に係るものに限る。)売業者又は医療機器の修理業者に対する医薬1 第七十一条の規定による医薬品等の製造販
 - 用の禁止命令(動物に係るものに限る。)等に対する構造設備の改善命令又は施設の使2 第七十二条第四項の規定による薬局開設者
 - 申(動物に係るものに限る。) れる必要がある旨の農林水産大臣に対する具の修理業者について同条第一項の処分が行わ製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器3 第七十五条第二項の規定による医薬品等の
- 法律(昭和二十八年法律第三十五号)九 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する
 - 乗又は回収の命令1 第二十四条第一項の規定による飼料等の廃
- る法律十九 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関す
 - 頃及び遵守事頃の指示1 第三十三条第一項の規定による品質表示事
 - 2 第五十条第二項から第四項までの規定によ

- に関する法律(平成十一年法律第百十二号) 十 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
 - 1 第八条第一項の規定による計画の策定

る販売業者の届出の受理

- 報告の徴取3 第五十五条第二項及び第三項の規定による
- 進に関する法律二十 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促
 - に対する管理基準を遵守すべき旨の勧告1 第五条第一項の規定による畜産業を営む者
 - の実施命令 第五条第二項の規定による勧告に係る措置
 - 整備計画の認定。 第九条第三項の規定による処理高度化施設
 - 整備計画の変更の認定4 第十条第一項の規定による処理高度化施設
 - 整備計画の認定の取消しい 第十条第二項の規定による処理高度化施設
 - 計画の実施状況の報告の徴収ら 第十三条の規定による処理高度化施設整備

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄中第6号を第7号とし、第5号2中「必函なや においる経鑑」を削り、同欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- 五 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)
 - 第六条の規定による農業用ため他の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告
 - 2 第七条第一項の規定による特定農業用ため池の指定
 - 3 第十条第一項の規定による特定農業用ため池の防災工事の施行の命令
 - 4 第十一条第一項の規定による特定農業用ため池の防災工事の代執行の決定
 - 5 第十五条第一項の規定による特定農業用ため池の施設管理権の設定に関する裁定
 - 施設管理権の設定に関する関係市町長への通知ら 第十六条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定農業用ため池の
- 7 第十七条第三項の規定による特定農業用ため池の施設管理権の存続期間延長に関する裁定

別表第1第2号の表農業基盤課長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- 五 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
 - 1 第四条第三項の規定による公表
 - 2 第七条第二項の規定による特定農業用ため池の指定に関する関係市町長の意見の聴取

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業安全課の欄及び農業安全課長専決事項の欄を削り、同表土 木部長専決事項の監理課の欄に次の1号を加える。

- 九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)
 - 第六条の規定による特定所有者不明土地への立入許可
 - 2 第七条第一項の規定による障害物の伐採等の許可
 - の却下3 第十二条第一項及び第三項(第十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による裁定申請
 - 4 第十三条第一項の規定による土地使用権等の取得の裁定
 - G 第十九条第三項の規定による土地等使用権の存続期間の延長の裁定
 - あまます。第二十二条第一項の規定による土地使用権等の譲渡の承認
 - **7 第二十三条第一項の規定による裁定の取消し**
 - ∞ 第二十五条第一項の規定による原状回復命令
 - の

 第二十五条第二項の規定による原状回復の代執行の決定
 - 3 第二十九条第一項及び第二項(これらの規定を第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の

規定による裁定申請の却下

- **裁定** 日 第三十二条第一項の規定による収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用についての
- **跋定** 第三十七条第三項の規定による都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用についての

別表第1第2号の表監理課長専決事項の欄第2号2中「紙十一米×20」、「やよいよ」及び「総圏跡のЩ田(出长線や静窓に戦の耐払時間や鑑い。)×20」を削り、同欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同欄に次の1号を加える。

- 十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
 - 1 第七条第一項の規定による障害物の確知所有者への意見の聴取の実施
 - 2 第七条第三項の規定による障害物の伐採等の許可
 - による関係行政機関等への意見の聴取の実施3 第十一条第二項及び第三項(これらの規定を第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定
 - 縦覧の実施
 4 第十一条第四項(第十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による公告及び
 - 知 5 第十一条第五項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確知所有者等への通
 - 懐取の実施 像取の実施 像 第十三条第四項(第十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会の意見の
 - 7 第二十六条第一項の規定による報告徴収及び立入検査等
 - 公告、縦覧等の実施 ⊗ 第二十八条(第三十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による裁定申請の
 - 決定等
 り 第三十条第一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による裁定手続の開始の
 - 見の聴取の実施い 第三十二条第四項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による収用委員会の意
- - 第十一条第四項の規定による家賃債務保証業者の指定

別表第2保健所長の項中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「神経区で不受して、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「神経区で不受し、第13号を第13号とし、第19、同号5及び6中「神経区で、第19年前12号を第13号とし、第19号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

- 九 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第十六号)
 - 日 附則第二条第六項の規定による喫煙可能室設置施設の届出の受理
 - 2 附則第二条第七項の規定による喫煙可能室設置施設の変更の届出の受理
 - 3 附則第二条第八項の規定による喫煙可能室設置施設の廃止の届出の受理

四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

- 第四条第一項及び第二項の規定による農業用ため他の届出の受理
- 2 第四条第四項の規定による国又は市町に対するため池の情報提供の要求
- 3 第八条第一項の規定による特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に関する許可
- 地方公共団体との協議
 4 第八条第三項の規定による特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に関する国又は
- 5 第九条第一項及び第三項の規定による特定農業用ため池の防災工事に関する計画の届出の受理
- ⑤ 第九条第二項の規定による特定農業用ため他の防災工事に関する計画の変更の命令
- 7 第十条第二項の規定による特定農業用ため池の防災工事を計画に従って施行すべき旨の命令
- 8 第十八条第一項の規定による農業用ため池の管理の状況に関する報告徴収及び立入調査
- 9 第十八条第二項の規定による他人の占有する土地の立入調査
- 2 附則第二条第一項及び第二項の規定による既存農業用ため池の届出の受理
- ロ 附則第二条第三項の規定による既存農業用ため池の届出の催告
- 22 附則第二条第四項の規定による既存農業用ため池に関する市町からの通知の受理

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

石川県訓令第11号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県訓令第11号

庁 中 一 般

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第31号中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 無□十回米無□阿(無□十回米○回以及SP編み類ペレ舞正やの撃むぬ何為。)○ 医型以当の公料 別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄第20号中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、その前に次のように加える。
 - 3 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への報告

別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄に次の1号を加える。

三十 石川県動物変護管理員の設置に関する条例(令和二年石川県条例第十八号)

第二条第二項の規定による動物愛護管理員の任命

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄中第3号及び第4号を削り、同表生産流通課長 専決事項の欄中第2号及び第3号を削る。

- 2 第十九条の六第三項の規定による公表
- る第十九条の大第四項の規定による発注者に対する報告又は資料の提出の要求

別表第1第2号の表土木部長専決事項の監理課の欄第2号に次のように加える。

万 第四十一条の二第一項の規定による建設資材製造業者等に対する勧告

外

- ∞ 第四十一条の二第二項の規定による公表
- 9 第四十一条の二第三項の規定による建設資材製造業者等に対する命令
- 2 第四十一条の二第四項の規定による建設資材製造業者等に対する報告徴収及び立入検査

別表第1第2号の表監理課長専決事項の欄第2号中7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

- 3 第十七条の二第一項から第三項までの規定による認可
- 4 第十七条の三第一項の規定による認可

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第22号5中「無川十川米」を「無川十二米」に改め、同号6中「無川十旦米」を「無川十二米」に改める。

別表第2の土木総合事務所長の項第51号18中「鋸川十米鋸」阿(鋸川十」 ※鋸川阿」を「鋸川十田米鋸」阿(鋸川十七米鋸川阿」に改め、同号19中「鋸川十米鋸川阿(鋸川十一米鋸川阿」を「鋸川十日米鋸川阿(鋸川十七米鋸川阿」に改め、同号20中「鋸川十二米」を「鋸川十十米」に改め、同号21中「鋸川十七米鋸川阿」を「鋸町十一米鋸川阿」に改め、同号22中「鋸川十七米」を「鋸町十二米」に改め、同号23中「鋸川十二米」を「鋸町十二米」に改める。

附則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定(第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄及び薬事衛生課長専決事項の欄に係る部分に限る。) 令和2年6月1日
- (2) 別表第1の改正規定(第2号の表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄及び生産流通課長専決事項の 欄に係る部分に限る。) 令和2年6月21日
- (3) 別表第1の改正規定(第2号の表土木部長専決事項の監理課の欄及び監理課長専決事項の欄に係る部分に限る。) 令和2年10月1日
- (4) 別表第1の改正規定(第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄に係る部分に限る。)及び別表第2の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

石川県訓令第12号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県訓令第12号

庁 中 一 般

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1危機管理監室の部危機対策課の項中「防災グループ、危機管理グループ」を「危機管理グループ、防災対策グループ、自主防災推進グループ」に改め、同表健康福祉部の部医療対策課の項中「、県立病院グループ」を削り、同部健康推進課の項中「、感染症対策グループ」を削り、同表少子化対策監室の部子育て支援担当の項中「保育グループ」を「保育人材グループ、保育施設グループ」に改め、同表生活環境部の部廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に、「循環型社会推進グループ」を「企画管理グループ、資源循環グループ」に改め、同表観光戦略推進部の部国際交流課の項中「企画推進グループ」を「多文化共生グループ」に改め、同表農林水産部の部農業政策課の項中「農政推進グループ」の次に「、消費安全グループ」を加え、「、河北潟干拓地振興グループ」を削り、同部中

20

生産流通課 管理グループ、企画普及グループ、生産振興グループ、流通販売グループ、 畜産振興グループ

生産流通課 管理グループ、企画普及グループ、生産振興グループ、流通支援グループ に 畜産振興・防疫対策課 管理グループ、振興グループ、安全対策グループ

改め、同部農業安全課の項を削り、同表土木部の部都市計画課の項中「区画整理グループ」の次に「、流域経営グループ」を加える。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

石川県訓令第13号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和2年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県訓令第13号

庁 中 一 般

出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程(平成18年石川県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条第3号中「副知事竹中博康」を「副知事田中新太郎」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。